

エースカード個人会員規約

第1章 一般条項

会員規約をよくお読みください。会員規約をご承認いただけない場合は、直ちに退会の手続きをいたしますので、株式会社エースカードにご連絡ください。退会のお申し出がない場合は、会員規約をご承認されたものとさせていただきます。

第1条（会員）

会員とは、本規約を承認の上、株式会社エースカード（以下「当社」という。）に当社所定の申込書により当社が発行するエース・JCBカードまたはエース・DC-VISAカードの発行を申し込みされた方で、当社が入会を承認した方をいいます。

会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第2条（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく措置等）

入会を申し込まれた方および会員（以下、「会員」という。）は、当社が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき本人確認を行うため、会員の氏名、生年月日、住所に関し運転免許証等の公的資料（以下、「確認資料」という。）または、その写しの提示・提出を求めたときは、これに応じるものとし、内容の確認および記録、または写しを入手することに同意するものとします。

会員は、入会後であっても当社が本人確認を必要と認めた場合は、確認資料の提出・提示に応じるものとします。

会員は、当社が本人確認のため必要と認めた場合、会員の住民票等、確認資料を取得することに同意するものとします。また、当社は、取得した確認資料について、本人確認以外の目的に使用しないものとします。

当社が犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を得られない場合は、入会をお断りすることや本規約に係る義務の履行を拒むことができます。当社は、本人確認について当社の委託先に委託する場合があります。

第3条（カードの貸与・有効期限）

当社は会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下、「カード情報」という。）を表示したクレジットカード（以下、「カード」という。）を発行し、会員に貸与します。

会員はカードが貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署し、十分な注意（善良なる管理者の注意義務）をもってカードおよびカード情報を使用・保管するものとします。

カードの所有権は当社および株式会社ジェーシービーまたは三菱UFJニコス株式会社（以下、「提携クレジット会社」という。）に属します。

カードは、カードに表示された会員本人のみが利用でき、他人にカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供することや、カード情報を預託もしくは使用させることは一切できません。なお、当社が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。

カードの有効期限はカードの表面上に表示された年月の末日までとし、当社が引き続き会員として適当と認める場合に、当社所定の時期に更新するものとします。会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指定した場合を除き、従前のカードは、会員の責任において切断する等、使用不能な状態にし、処分していただきます。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用します。

第4条（カード付帯サービス等）

会員は、当社または提携クレジット会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下、「付帯サービス」という。）を利用することができ、その内容については当社から会員に対し別途通知するものとします。

会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスが利用できない場合があることを予め承認するものとします。

会員は、付帯サービスについて次のことを予め承諾するものとします。

付帯サービスについて、会員への予告または通知なしに変更もしくは中止すること。

会員が本規約第12条のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用を制限されること。

第5条（暗証番号の登録）

会員は、当社所定の方法によりカードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。なお、会員は電話番号・生年月日等、第三者に容易に推測される番号以外の数字を選択し登録するものとします。

会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、会員の故意または重大な過失によって他人に知られた場合に生じた損害については、会員の負担となる場合があります。

第6条（年会費）

会員は当社に対し、所定の時期に当社所定の年会費（カード盗難保険料を含む。）を支払うものとします。なお、年会費は原則としてお返し致しません。また、当該請求内容が年会費のみの場合は請求書を発行しないものとします。

第7条（カードの利用可能枠・利用可能額）

カードのショッピング利用可能枠およびキャッシング利用可能枠（以下、「利用可能枠」という。）は、当社の定める金額（会員のカード利用未払残高の最高額）とし別途会員に通知します。

ショッピング利用可能枠については、当社はカードの利用状況その他の事情を勘案して増額することができ、また必要と認めた場合はこれを減額することができるものとします。但し、増額について、会員から希望しない旨の申し出があった場合は、この限りではありません。また、当社は、キャッシングサービスの利用可能枠については、カードの利用状況その他の事情を勘案して、必要と認めた場合はこれを減額できるものとします。

会員は、カード発行後において、会員自らの利用可能枠について変更を希望する場合は、当社所定の申請書により変更の申請を行うことができるものとします。なお、当社は当該申請に基づき、当該会員のカード利用状況その他の事情を勘案し、利用可能枠を審査・決定の上、後日会員へ書面による通知を行うものとします。

会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えるカード利用はできないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、当社の判断により利用可能枠を超えた金額を一括してお支払いいただく場合があります。

カードの利用可能枠は一括・分割・リボルビング・ボーナス払い分のすべてを含みます。

会員のカード利用可能額は、利用停止の場合を除いて、原則として本条の利用可能枠よりカード利用未払残高を差し引いた額とします。但し、会員がすでに入金した場合でも、コンピュータ等の都合により利用できる額の復元が遅れる場合があります。

第8条（お支払い）

カード利用代金および手数料、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下、「カード利用代金等」という。）は、会員が予め約定した当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により毎月27日（以下、「約定支払日」という。）にお支払いいただきます。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。また、当社が特に必要と認めた場合、または事務の都合により、上記以外の方法または上記以外の日にお支払いいただく場合があります。

カード利用代金等は毎月末日で締め切り、第1回目の支払いは利用月の翌月の約定支払日とします。また、当社および加盟店・提携クレジット会社・海外利用等の事務処理上の都合により翌々月以降に請求することがあります。

会員が日本国外等の取引でカードを利用した場合の代金については、原則として当社が加盟店等に債権譲渡代金等を支払った時点（会員がカードを利用した日と異なる場合があります。）の提携クレジット会社指定金融機関等の為替相場を基準とした所定の換算方法により円換算した金額を当社に対して支払うものとします。

カード利用による支払金、利用明細、利用残高等については利用翌月の中旬に、ご利用代金請求明細書として、会員の届出住所へ郵送その他当社の所定の方法により通知します。なお、ご利用代金請求明細書の内容について異議がある場合には、到着後7日以内に異議の申し出をするものとし、申し出がない場合は承認したものとみなします。

会員がキャッシング利用代金を支払った場合で、会員から領収書発行の請求があった場合、その他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。

第9条（支払債務の充当順序）

会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議はないものとします。

第10条（費用等の負担）

会員は、次に定める当社に対する費用等を負担するものとします。

カード利用代金等を振込で支払う場合の振込手数料。

CDまたはATM利用手数料。

支払いを遅滞したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料として振替回数1回につき315円（消費税込み）。振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回につき420円（消費税込み）。

カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,050円（消費税込み）。

当社から書面による催告を受けた場合、当該催告に要した費用。

当社から各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料。

カード利用または本規約に基づく費用・手数料に対して課せられる消費税その他の公租公課。

法定書面および当社発行の各種書類等の再発行費用。

第11条（カードの紛失・盗難による責任区分）

会員は、カード盗難保険（以下「保険」という。）に加入するものとします。

カードの紛失、盗難その他の事由により、カードまたはカード情報が他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。但し、保険の適用が認められる場合は、カード保険約款の定めるところにより損害額の全部または一部が保険により補填され、保険により補填されない部分についても当社が負担いたします。

会員は、カードの紛失・盗難に気付いた場合、速やかに紛失・盗難の事実を当社に連絡の上、所轄の警察署または交番へ届け出るとともに、当社所定の方法により紛失・盗難届を当社に提出していただきます。

本条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、に該当する損害のすべてを会員の負担とします。

会員が第3条に違反したとき。

会員の家族、同居人、留守宅人その他、会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、

会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用した場合。

会員の故意または重大な過失によって紛失・盗難が生じたとき。

紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき。

会員が当社の請求する書類を提出せず、または提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは当社等の行う被害状況の調査に協力しない場合、損害の防止の軽減に必要な努力をしない場合、その他損害保険会社等の指示に従わなかった場合。

カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。

カード利用の際、事前に登録された暗証番号が会員の責任において利用されたとき。

カードの署名欄に自己の署名がない状況で損害が発生した場合。

戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。

本条の通知を当社が受理した日の前日から起算して60日以前に生じた損害の場合。

本条の通知を当社が受理した日の翌日から起算して60日以降に生じた損害の場合。

その他、本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。

会員は、本条項に定める保険の適用を受けるため、カード紛失・盗難等による損害を知った日から30日以内に損害状況等を詳細に記載した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。

第 12 条 (カードの再発行)

カードの紛失・盗難・破損・汚損等により会員がカードの再発行を希望した場合、当社は会員審査の上、これを認めた場合はカードを再発行します。なお、会員は、本規約第 10 条 に基づき当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第 13 条 (退会および会員資格の喪失等)

会員は、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するかカードを裁断破棄するものとし、当社に対する残債務の全額を完済したときをもって退会したものとします。なお、本規約に定められた支払日にかかわらず、残債務の全額を直ちにお支払いいただく場合があります。また、会員番号登録型継続契約(携帯電話利用支払契約、保険契約やインターネット・プロバイダ契約など)の場合は、会員の責任においてその決済方法を速やかに変更するものとします。

当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員資格を喪失させることができ、併せて加盟店に対して当該カードの無効を通知することができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うものとし、当社に対する残債務の全額を弁済するものとします。

入会時に虚偽の申告をした場合。

本規約のいずれかに違反した場合。

第 14 条のいずれかに該当した場合。

会員の信用状態に重大な変化が生じた当社が認めた場合。

カードの利用状況や、支払状況が適当でないと当社が判断した場合。

その他当社が会員として不適当と判断した場合。

会員は、退会あるいは会員資格喪失後といえども、カード利用にかかる盗難保険申請手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。

第 14 条 (期限の利益喪失)

会員は、次のいずれかに該当したときは、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

1・2 回払い(ボーナス払いを含む。)のショッピングの約定支払額の支払いを 1 回でも遅滞したとき。

リボ払いまたは 3 回以上の分割払いで、かつ、割賦販売法に定める指定商品、指定権利、指定サービス(指定役務)以外の約定支払額の支払いを 1 回でも遅滞したとき。

売買契約、サービス(役務)提供契約が会員にとって商行為(但し、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除く。)となる約定支払額の支払いを 1 回でも遅滞したとき。

キャッシングサービスの約定支払額の支払いを 1 回でも遅滞したとき(但し、利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)

会員は、次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

ショッピングの約定支払額の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

自ら振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき、または一般の支払いを停止したとき。

差押、仮差押、保全差押、仮処分(但し、信用に関しないものは除く。)の申立てまたは滞納処分を受けたとき。

破産、民事再生の法的手続きの開始申立の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。

カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等をし、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等をし、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。

債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明になったとき。

会員は、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。

その他、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第 15 条（カード利用の停止、カードの返還・回収）

当社は、会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合、もしくは利用可能枠以内であってもカードの具体的利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては、予告なくカードの利用を一時的に停止する場合があります。この場合、ショッピングおよびキャッシング双方とも停止いたします。

会員が、本条 に該当する場合、当社は必要に応じ直接または加盟店・A T M等を通じてカードを回収できるものとし、回収に要した費用は会員において負担するものとします。また、会員は当社または加盟店からカードの返還を求められたときは速やかにこれに応じるものとします。

会員が、A T M等でキャッシングサービスを利用しようとする場合、暗証番号を複数回誤入力した場合は、当該A T M等でカードを回収する場合があります。

第 16 条（届出事項の変更・通知等の送付）

会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先・電話番号・お支払口座・暗証番号等に変更があった場合には、当社所定の届出書により遅滞なく当社に届け出るものとします。

前項の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の届出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置された場合は留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは受領拒絶時に会員に到達したものとします。但し、会員にやむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

本条 の場合において当社は会員に対しカードの利用を制限する場合があります。

第 17 条（規約の改定）

本会員規約は会員と当社との一切の契約関係に適用されます。会員は当社から本規約の改定内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用した場合は、当該改定事項または新会員規約を承認したものとします。

第 18 条（当社の債権譲渡等の同意）

会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有するクレジットカード利用に係る債権を取引金融機関（その関連会社を含む。）、特定目的会社、債権回収会社等に譲渡または回収委託すること、および担保に入れること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、予め同意するものとします。

第 19 条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員が日本国外でカード利用する場合、外国為替および外国貿易管理等に関する諸法令・諸規約に従い、許可証、証明書、その他の書類を必要とする場合には、当社の請求に応じこれを提出していただくことがあります。また、日本国外でのカードの利用制限または利用停止に応じていただくことがあります。

第 20 条（裁判所の管轄についての合意）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地および商品等の購入地および当社の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 21 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第2章 ショッピング条項

第22条(カードのショッピング利用)

会員は、次の に掲げる加盟店(以下、「加盟店」という。)にカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同じ自己の署名を行うことにより商品や権利の購入、役務の提供等を受けることができるものとします(以下、「ショッピング利用」という。)。なお、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機や当社が認める所定の手続きを行うことにより、ショッピング利用ができる場合があります。

エース・JCBカードの場合、当社の加盟店および株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」という。)が加盟契約をしたJCBの日本国内および日本国外の加盟店。

エース・DC-VISAカードの場合、当社の加盟店および株式会社日専連(以下、「日専連」という。)の加盟店ならびに三菱UFJニコス株式会社(以下、「DC」という。)が加盟契約をしたDCの加盟店およびVISA International Service Association(以下、「VISA」という。)に加盟した提携先カード会社が加盟契約をしている日本国内外のVISA加盟店。

通信販売や当社が特に認めた取引において、会員は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略して利用できる場合があります。

通信料金等、継続的役務については、会員が会員番号等を事前に当社および加盟店に登録する方法により当該役務の提供を継続的に受けることができます。但し、利用可能枠を超える場合や会員番号・有効期限等の登録内容に相違のある場合等は、当該ご利用をお断りする場合があります。

会員のショッピングの利用に際して、利用金額、購入商品、権利、提供を受ける役務によっては、当社および提携クレジット会社の承認が必要となります。この場合、加盟店が当社および提携クレジット会社に照会を行い、承認できない場合はカード利用をお断りする場合があります。また、その際、会員本人のご利用であることを確認させていただく場合があります。

当社は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、もしくは約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、第三者による不正使用を回避するためにショッピング利用をお断りする場合があります。また、貴金属・金券類・電子機器等・当社が判断する一部の商品については、ショッピング利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。

会員がショッピング利用により購入した商品の所有権は、当社が会員に代わって加盟店や当社の提携クレジット会社に立替払いをしたことにより、加盟店から当社に移転し、当該利用代金の支払完済まで当社に留保されることを会員は予め異議なく承認するとともに、次の事項を遵守するものとします。

善良なる管理者の注意義務をもって商品を管理し、質入・譲渡・賃貸その他、当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

商品の所有権が第三者から侵害される恐れがある場合は、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張・証明してその排除に努めること。

商品の支払金が完済するまでに生じた、火災・風水害・盗難等、不慮の災害による商品の滅失・毀損・減価等の損害については、会員の負担とし債務の履行を継続すること。

第23条(ショッピング利用代金の支払方法)

ショッピング利用代金の支払方法については、当社および提携カード会社の加盟店では、会員のカードの契約形態に基づき1回払い・2回払い・リボルビング払い・ボーナス一括払い(特約店のみ)・回数指定分割払いのうちから、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。但し、1回払い以外の支払方法については、一部の加盟店で指定できない場合があります。

会員が当社の発行したカードを利用した場合の分割手数料率およびその計算方法については、利用先にかかわらずカードの契約形態に基づき本条 または および に規定する方法によるものとします。

会員がボーナス一括払いを利用する場合、カードの契約形態にかかわらずボーナス一括払いの取扱期間ならびに支払指定月は下記表の通りとします。なお、加盟店によりボーナス一括払

いの取扱期間が異なる場合があります。また、J C B ・ D C ・ V I S A の国内・国外加盟店での利用については、支払指定月が夏季7月、冬季12月となります。

【ボーナス一括払取扱期間および支払指定月】

対象ボーナス	取扱期間	支払指定月
夏季	1月1日～6月末日	同年7月または8月
冬季	7月1日～11月末日	同年12月または翌年1月

会員はショッピング利用代金の支払回数の変更を希望する場合は、当該利用分の第1回目のご利用代金請求明細書が会員に到着後、かつ当該約定支払日到来以前に当社に申し出るものとします。また、その場合、当社の定める支払区分で、本条に定める手数料が加算されるものとします。なお、購入する商品や権利・役務の内容によっては支払回数の変更ができない場合があります。

支払方法・支払回数・支払期間・実質年率

【回数指定分割払い】

1回払い・2回払い・ボーナス一括払い・回数指定分割払いが指定できます。支払回数・支払期間・実質年率は下記表の通りとなります。但し、一部加盟店では取り扱いえない回数があります。なお、提携クレジット会社の加盟店で利用の場合は24回払いまでとなります。また、会員が支払方法の指定をしなかった場合は1回払いの取り扱いとなります。

月々の分割支払金は分割支払金合計を支払回数で除した金額となります。但し、月々の分割支払金は100円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

支払回数(回)	1	2	3	4	5	6	10	12
支払期間(ヵ月)	1	2	3	4	5	6	10	12
実質年率(%)	0	0	12.19	12.99	13.50	13.75	14.50	14.75
利用代金100円当りの分割払手数料の額(円)	0	0	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16
支払回数(回)	15	18	20	24	30	36	ボーナス一括	
支払期間(ヵ月)	15	18	20	24	30	36	2~7	
実質年率(%)	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	0	
利用代金100円当りの分割払手数料の額(円)	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48	0	

(例) 利用代金：100,000円で10回払いの場合。

分割手数料：100,000円×(6.80円/100円) = 6,800円

月々の分割払元金：100,000円÷10回 = 10,000円

月々分割払手数料：6,800円÷10回 = 680円

月々の分割支払金：1回目10,000円 + 1,400円 = 11,400円

2回目以降：10,600円×9回 = 95,400円

分割支払金合計：11,400円 + 95,400円 = 106,800円

ボーナス併用払いのボーナス支払月は分割回数内の7月・8月・12月・1月のいずれかとし、最初に到来したボーナス支払月からお支払いいただきます。また、ボーナス加算総額は、1回あたりのカード利用代金の50%以内とし、ボーナス回数で均等分割し月々の支払金に加算してお支払いいただきます。なお、ボーナス併用払いの実質年率は本条と異なる場合があります。

【リボルビング払い(S P全リボ)】

支払方法は、すべてリボルビング払いとなります。なお、当社所定の下記(残高スライド定額払いおよび支払金額指定払い)方式のうち、会員がカード発行契約に際し選択した支払コースに応じ、カード利用があったときの締切日残高により定められた金額もしくは指定した金額を支払うものとします。なお、国内・外ならびにJ C B ・ V I S A加盟店等を問わず、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、回数指定分割払い、その他リボルビング払い以外

を指定された場合もすべてリボルビング払いの取り扱いとなります。

当該支払額には、毎月末日の利用代金残高に対し、月利 1.25%（実質年率 15.00%）を乗じた額が含まれます。また、初回分の手数料は、利用の翌日から返済日までの日数にかかわらず 1 ヶ月分とします。

ご利用残高がお支払額に満たない場合は、その残高をお支払いいただきます。なお、翌月以降のご利用残高が千円未満の場合は、当月のお支払額に合算してお支払いいただきます。

一部の加盟店では、リボルビング払いによるカード利用ができない場合、またはリボルビング払いの手数料の料率が異なる場合があります。

ボーナス増額払いは年 2 回を限度とし支払月、加算金額（1 万円単位）は、予め会員が当社に届け出るものとします。また、任意増額払いは、所定の締日までに当社に届け出るものとします。

【リボルビング払い(一般 S P リボ)】

1 回払い・2 回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払いが指定できます。

支 払 回 数	1	2	ボ ー ナ ス 一 括	リボルビング払い
支 払 期 間	1	2		下記参照 残高スライド定額払い 支払金額指定払い
実 質 年 率 (%)				
利用代金 100 円当りの 手 数 料 の 額	0	0	0	

リボルビング払いをご指定の場合、当社所定の下記（残高スライド定額払いおよび支払金額指定払い）方式のうち、会員がカード発行契約に際し選択した支払コースに応じ、カード利用があったときの締切日残高により定められた金額もしくは指定した金額を支払うものとします。但し、会員の申し出により当社が認めた場合に限り、会員が指定したコースの変更および支払額の増額を行うことができます。なお、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い以外の支払方法を指定された場合は、すべてリボルビング払いの取り扱いとなります。また、国外の J C B 加盟店および V I S A 加盟店では原則リボルビング払いとします。但し、予め当社所定の方法で申し出され当社が認めた場合に限り、1 回払いへ変更できるものとします。

当該支払額には、毎月末日の利用代金残高に対し、月利 1.25%（実質年率 15.00%）を乗じた額が含まれます。また、初回分の手数料は、利用の翌日から返済日までの日数にかかわらず 1 ヶ月分とします。

ご利用残高がお支払額に満たない場合は、その残高をお支払いいただきます。なお、翌月以降のご利用残高が千円未満の場合は、当月のお支払額に合算してお支払いいただきます。

一部の加盟店では、リボルビング払いによるカード利用ができない場合、またはリボルビング払いの手数料の料率が異なる場合があります。

ボーナス増額払いは年 2 回を限度とし支払月、加算金額（1 万円単位）は、予め会員が当社に届け出るものとします。また、任意増額払いは、所定の締日までに当社に届け出るものとします。

残高スライド定額払い

ご利用のあった時の 締 切 日 残 高	月々のお支払金額	
	A コース	B コース
100,000 円以下	5,000 円	10,000 円
100,001 円～200,000 円	10,000 円	20,000 円
200,001 円～300,000 円	15,000 円	30,000 円
300,001 円～400,000 円	20,000 円	40,000 円
400,001 円～ 200,000 円増すごとに	10,000 円単位で加算	20,000 円単位で加算

(例) ご利用残高 150,000 円の場合 (A コース)

手 数 料 : 150,000 円 × 1.25% (実質年率 15.00%) = 1,875 円

元 本：10,000 円 - 1,875 円 = 8,125 円
お支払額：8,125 円 + 1,875 円 = 10,000 円

支払金額指定払い

2万円以上5千円単位でご指定いただきます。ご利用代金残高によるお支払額の増額（スライド増額）はいたしません。

（例）ご利用残高 150,000 円でお支払金額を 2 万円と指定した場合

手数料：150,000 円 × 1.25%（実質年率 15.00%）= 1,875 円

元 本：20,000 円 - 1,875 円 = 18,125 円

お支払額：18,125 円 + 1,875 円 = 20,000 円

会員は、手数料の料率（以下「料率」という。）が金融情勢等により変動することに異議ないものとし、また、第 17 条の規定にかかわらず、当社から料率変更の旨を通知した後は、通知日以降のご利用分から変更後の料率が適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の料率が継続して適用されることに異議ないものとし、

第 24 条（保険および電話サービス等に係る代金等の支払い）

会員が、保険会社との契約で保険料の継続的な支払いにカードを利用する場合、当社が会員のために保険会社に対して支払うことを了承し、会員は前条により当社に支払いをするものとします。

会員が、カードでの継続的な支払いを中止する場合は、その旨を保険会社の定めた方法で保険会社に申し出、承諾を得るものとします。

会員が、前項の保険会社からの承諾を得ずに、当社が保険会社に支払を行ったときには、当社は会員にその利用代金を請求し、会員は当該代金を当社に支払うものとします。

カードが解約または利用停止となった場合は、当社は保険会社に対する保険料の支払を中止できるものとします。この場合に保険契約が解約となっても、当社は責任を負わないものとします。なお、会員が保険会社との契約の継続を希望する場合は、直接保険会社との間で手続きをするものとします。

会員は、各保険契約加入申込の条件、本規約等の諸条件を守るものとします。

会員が、プロバイダーやインターネットサイト提供者、携帯電話会社等のサービス提供事業者とのサービス提供契約の利用代金を、カードで継続的に支払う場合には、本条 から前項までを適用するものとします。

第 25 条（ショッピングの遅延損害金）

会員がショッピング利用による分割支払金を約定支払日に支払わなかった場合には、その翌日から完済に至る日まで分割支払金に対し、また、期限の利益を喪失した場合は、期限の利益を喪失した日から完済に至る日まで分割支払金合計の残額に対し、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

支払回数が 1 回、2 回、およびボーナス一括払いについては年率 14.60%。

支払回数が 3 回以上の分割払い、およびリボルビング払いの分割支払金の支払を遅延した場合は、約定支払日の翌日から完済に至る日まで年率 14.60% を乗じた金額。但し、当該遅延損害金は分割支払金合計の残額に対し年率 6.00% の商事法定利率を乗じた額を超えない金額。

期限の利益を喪失した場合は（ の場合を除く。）分割支払金の残額全額に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至る日まで年率 6.00% を乗じた金額。

第 26 条（商品の引取りおよび評価・充当）

会員が第 14 条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を取引することができるものとします。

会員は、当社が前項により商品を取引したときは、会員と当社が協議の上、また、協議できない場合は当社が決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは、会員および当社の間で直ちに清算するものとします。

第 27 条 (見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利、または提供された役務が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利の交換または役務の再提供を申し出るか、または売買契約・役務提供契約を解除することができるものとします。

第 28 条 (支払停止の抗弁権 (支払いの停止が認められる場合))

会員は下記の事由があるときは、当該事由がある商品・権利・役務についての支払いを停止することができるものとします。この場合、支払停止が認められるのは、割賦販売法に定める指定商品・指定権利・指定役務を 2 ヶ月以上かつ 3 回払以上で購入または契約した場合に限りです。但し、その事由が解消された場合は、支払いを再開するものとします。

商品 (権利) の一部または全部の引渡しが行なわれないとき。

役務の一部または全部の提供が行なわれないとき。

商品 (権利) や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかったとき。

商品 (権利) に破損、汚損、故障、その他の瑕疵 (欠陥) があるとき。

クーリング・オフ、中途解約 (但し、特定商取引法に定める特定継続的役務提供契約に限る。) に応じてもらえないとき。

商品 (権利) や役務が見本・カタログ等と異なるとき。

商品 (権利) の販売条件となっている役務の提供が行なわれないとき。

その他、商品 (権利) 販売や役務提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があるとき。

当社は、会員が前項による支払停止を申し出た場合は、直ちに必要な手続きをとるものとします。

会員は、本条 の申し出をする場合は、予め事由解消のため加盟店との交渉に努めるものとします。

会員は、本条 の申し出をする場合は、速やかに、事由を記載した書面 (当該資料等を添付のこと。) を当社に提出するものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。

本条 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払を停止できないものとします。

売買契約・役務提供契約が会員にとって商行為であるとき。(但し、業務提供誘引販売個人契約および連鎖販売個人契約に係わるものを除く。)

1 回のカード利用にかかわる支払総額 (分割支払金合計に頭金を加算した額をいう。) が 4 万円未満のとき。

当社の承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対するショッピング利用代金の支払、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。

海外の加盟店でカードを利用したとき。

本条 項の事由が会員の責に帰すべき場合、その他会員による支払停止が信義則に反すると認められたとき。

会員は、当社がショッピング利用代金の残額から本条 の支払停止額に相当する額を控除して請求した場合は控除後の支払金について支払を継続するものとします。

第 29 条 (早期完済の場合の特約)

会員が、当初の契約どおり分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、会員は当社所定の計算方法 (78 分法またはそれに準ずる計算方法とします) により算定された期限未到来の分割手数料のうち、当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。

第 3 章 キャッシングサービス条項

第 30 条 (キャッシングサービスの利用)

会員は、当社が予め定めた利用可能枠の範囲内で、次のいずれかの方法により当社から金銭

の借入（以下、「キャッシング」という。）をすることができます。

当社の提携する金融機関のATM・CDで、暗証番号を入力する等、所定の操作を行った場合。

JCBおよびVISAと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きを行った場合。

その他、当社所定の方法により申込手続を行った場合。

キャッシングは、当社が認めた会員のみがサービスを受けることができます。

カードキャッシングによる融資金は1万円単位（但し、日本国外での融資金はJCB・VISAまたは当社が指定する現地通貨単位。）とします。

第31条（収入証明書の提示）

会員は、当社から源泉徴収表等の収入、または収益その他資力を明らかにする書面（以下、「収入証明書」という。）の提供を求められることに関して、以下の内容に同意します。

会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。

提出された収入証明書の内容を当社が確認することおよび返済能力の調査に使用すること。

提出された収入証明書は会員に返却できないこと。

収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただけても当該書面の内容および返済能力の調査結果によっては、キャッシングサービスの利用を停止する場合があること、またはキャッシングサービスの利用可能枠を減額する場合があること。

第32条（キャッシングサービスの返済方法）

カードキャッシングの融資金は毎月末日を締切日とし、会員のカードの契約形態に基づき本条または に規定する方法により、ご利用日の翌月から毎月27日（以下、「約定支払日」という。）にカードキャッシングのお支払金を当社にお支払いいただきます。なお、日本国外でのご利用分については、すべて1回払いとします。但し、お申し出によりリボルビング払いへ変更することができます。また、事務上の都合等により翌々月の約定支払日からの支払いとなることがあります。

支払方法・支払回数・支払期間・実質年率

【回数指定分割払い】

支払方法は翌月1回払い・元金均等回数指定分割払いのうちから会員が利用の際、その都度指定するものとし、但し、1回の返済元金が5,000円以上になる回数とし、最高30回払いまでとします。なお、回数指定分割払いのキャッシング利用による融資利息は実質年率18.00%（1年を365日とする日割計算。以下同じ。）とし、下記により計算します。

$$\text{利息} = \text{融資残元金} \times 18.00\% \div 365 \text{日} \times \text{利用日の翌日（または前回支払日）から約定返済日までの日数}$$

返済方法は、元金均等返済方式とし、上記計算式に基づく利息計算により算出された融資利息を加算して返済するものとし、なお、元金の月々の返済額は10円単位とし、端数が生じた場合は初回に参入するものとし、

【リボルビング払い（残高スライド元利定額リボルビング払い方式）】

会員は締切日のご利用残高に応じて、下記表の当社所定の支払額を支払うものとし、当該支払額に利用残高に対する実質年率18.00%（月利1.50%）以内で別途当社が決定し通知する利率の利息が含まれるものとし、（利息within方式）。但し、利用残高に利息を加えた額が支払額未満となる場合は、当該金額を支払うものとし、なお、ご利用後第1回の支払金には、ご利用日の翌日から初回支払日までの日数の利息が含まれるものとし、

$$\text{利息} = \text{融資残元金} \times 18.00\% \div 365 \text{日} \times \text{利用日の翌日（または前回支払日）から約定返済日までの日数}$$

ご利用残高	支払額
100,000円以下	8,000円
100,001円～200,000円	10,000円
200,001円～300,000円	15,000円

300,001 円 ~ 500,000 円	20,000 円
-----------------------	----------

ボーナス増額払いは年 2 回を限度とし支払月、加算金額（1 万円単位）は、予め会員が当社に届け出るものとし。また、任意増額払いは、所定の締日までに当社に届け出るものとし。

会員は利率が金融情勢等により変動することに異議ないものとし。また、第 17 条の規定にかかわらず、当社から利率変更を通知した後は、通知日以降のご利用分から変更後の利率が適用され、通知日以前のご利用分に対しては、変更前の利率が継続して適用されることに異議がないものとし。

貸付の利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わないものとし。

第 33 条（キャッシングの遅延損害金）

会員が、キャッシング利用による返済金の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対して、約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また、期限の利益喪失の場合は、未払債務（元本）に対して期限の利益喪失の日から完済に至るまで年 20.00%の遅延損害金を当社に支払うものとし。

第 34 条（早期完済の場合の特約）

キャッシング利用代金の早期返済（会員が約定支払期間の途中でキャッシングの支払金の一部または全額を約定支払日の到来前に支払うことをいう。）を希望する場合は、会員は当社に対して事前に連絡の上当社の承認を得て行うものとし、以下のいずれかの方法で支払うものとし。

当社指定の窓口で支払う。

当社指定の口座へ振込にて支払う。

その他、当社が承認した場合は当社所定の方法で支払う。

会員は事前の連絡の際に、早期返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日までの利息額等その日時点において支払うべき金額をお知らせします。

当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合は、会員への通知なくして、当社所定の順序および方法により当社に対するいずれの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含む。）に充当、または口座振込等により返金をして、会員は異議がないものとし。

当社に対する事前の連絡がなく振込にて支払われたとき。

当社に対する事前の連絡があり振込まれた場合であっても、連絡の際に指定した支払日・返済方法・金額等が異なる支払が行われたとき。

第 35 条（キャッシング利用停止措置）

会員が次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなくカードのキャッシング利用を停止する場合があります。

貸金業法または日本貸金業協会自主規制に基づく収入証明書の徴求依頼に協力いただけない場合。

その他、当社が会員として不相当と判断した場合。

第 36 条（勧誘拒否と勧誘拒否会員に対する勧誘再開）

会員は、個人情報の取り扱いに関する同意条項第 2 条にかかわらず、勧誘中止の申し出ができるものとし。

前項の申し出があった場合、会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも 6 ヶ月間。）キャッシング商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の送付等の利用を停止するものとし。

第 37 条（マンスリーステートメントの承諾）

会員はキャッシングを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項および第 18 条第 1 項の書面の交付に代えて、当社が毎月 1 日から末日までの貸付および弁済その他の取引状況を記載した書面（ご利用明細書）を当社所定の方法により交付すること、また、貸付の際に記載事項を簡素化した書

面（ジャーナル）を交付することについて、予め同意するものとします。

第 38 条（帳簿の閲覧）

会員は、当社に対し帳簿の閲覧または謄写を請求できるものとします。但し、当社は当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかである場合には、当該請求を拒むことができるものとします。なお、会員はすべての帳簿について直ちに閲覧・謄写できない場合があることを予め承諾するものとします。

個人情報の取扱いに関する重要事項

【個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項】

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用）

契約者および連帯保証人（申込者および連帯保証人予定者を含む。以下、「契約者等」という。）は本契約（本申込を含む。以下同じ。）を株式会社エースカード（以下、「当社」という。）との取引の判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下、「個人情報」という。）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

所定の申込書等に契約者等が申込時に記載した、またはその後に当社に提出した書面等に記載した契約者等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先の商号または名称、家族構成、住居状況等、契約者等の属性に関する情報（これらの情報に変更があった場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）

本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。

本契約に関する支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況。

本契約に関する契約者等の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における返済または支払能力を調査するため、契約者等が申告した資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）で定める本人確認書類等の記載事項または契約者等が当社に提出した収入証明書類の記載事項。

当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

契約者等は、当社が各取引に関する与信、管理その他の業務の一部または全部を、下記に掲げる当社の業務提携会社および業務委託会社へ委託する場合に、により収集した個人情報について保護措置を講じた上で当該提携・委託会社に提供し、当該提携・委託会社が受託の目的に限って利用することに同意します。

【個人情報を当社と共同して利用する当社の業務提携会社】

クレジット関連事業における与信後のコンピュータ事務処理業務

シティックスカード株式会社

〒810-0002 福岡県福岡市中央区西中洲 8 番 3 号

TEL 092-761-1666 <http://www.citixcard.co.jp/>

クレジット関連事業における利用代金請求書発行業務

株式会社山口情報処理サービスセンター

〒751-0875 山口県下関市秋根本町 2 丁目 10 番 15 号

TEL 083-257-5800 <http://www.yamajyo.co.jp/>

株式会社コーユービジネス

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 22 番 6 号

TEL 092 411 3681 <http://www.koyu.co.jp/>

当社のクレジット関連事業とは、クレジット事業、キャッシングサービス事業等をいいます（以下、クレジット関連事業という。）

第2条（個人情報の利用）

契約者等は当社が下記の目的のために第1条の個人情報を利用することに同意します。

当社のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のために利用する場合。

当社のクレジット関連事業における新商品、サービス、関連するアフターサービスに関する情報のお知らせのために利用する場合。

当社の加盟店から依頼を受けた商品の宣伝物・印刷物の送付等、加盟店の営業案内のために利用する場合。

当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（<http://www.y-acecard.com>）に常時掲載しています。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

契約者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者等および当該契約者の配偶者の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報等、同機関が独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当社との与信取引にかかる支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含む。）に利用されることに同意します。なお、割賦販売法および貸金業法の法令等に基づき、契約者等の支払能力・返済能力に関する情報については、契約者等の支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用します。

契約者等および当該契約者の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、割賦販売法および貸金業法の法令等に基づき、契約者等および当該契約者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

【登録情報および期間】

項 目	会社名	株式会社シー・アイ・シー (CIC)
本契約に係る申し込みをした事実		当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞等した事実		契約期間中および契約終了日から5年間

株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の加盟会員により利用される個人情報は上記項目のうち の全てまたは一部となります。

契約者等は、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が、当社が加盟する個人信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等当社が加盟する個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、お問合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

【当社が加盟する信用情報機関の名称・住所・電話番号】

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	フリーダイヤル 0120-810-414 ホームページアドレス http://www.cic.co.jp

株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記のホームページをご覧ください。

当社が加盟する個人信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー)と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行 個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

株式会社 日本信用情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

TEL 0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp/>

株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

上記に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下の通りです。氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先の商号または名称、勤務先電話番号、運転免許証の番号(交付を受けている場合)、本人確認書類の記号番号(本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合)等本人を特定するための情報および契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約年月日、契約額、貸付けの金額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報となります。

第4条(個人情報の公的機関等への提供)

契約者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

契約者等は、当社および第3条に記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、下記に記載の【お問合せ・相談窓口】にご連絡下さい。

開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

個人信用情報機関に開示を求める場合には第3条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、契約者等が本契約の必要な記載事項(契約書表面で契約者等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申し出)

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。但し、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内および同封物についてはこの限りではありません。

第8条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第3条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条(条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止については、下記の【お問合せ・相談窓口】にご連絡下さい。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進するため役職員の大半が「個人情報取扱主任者」の資格を有しています。
3. お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申し出、支払停止の抗弁に関する書面、その他のご意見の申し出につきましては、下記の【お問合せ・相談窓口】にご連絡下さい。

【お問合せ・相談窓口】

株式会社エースカード 事務管理部

〒753 - 0047 山口県山口市道場門前 2 丁目 8 番 21 号

TEL 083 - 922 - 2125

貸金業者登録番号 山口県知事(1)第 01514 号

日本貸金業協会会員 第 000418 号

認定個人情報保護団体について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である社団法人日本クレジット協会の会員となっております。

社団法人日本クレジット協会

相談受付電話；03-5645-3360